

7. 獣 医 衛 生 等

獣医衛生等の事務は、狂犬病予防法に基づく飼い犬の登録により鑑札交付と狂犬病予防注射の注射済票交付業務、動物の愛護及び管理に関する法律・東京都動物の愛護及び管理に関する条例等の法令に基づく動物の適正飼養、動物愛護の思想の普及・啓発、飼い主のいない猫の不妊去勢手術費助成事業などの業務である。

[1] 飼い犬の登録と狂犬病予防注射済票の交付

狂犬病予防法では、狂犬病の発生を予防し、そのまん延を防止することを目的として、毎年1回狂犬病予防注射を接種しなければならないと規定している。わが国では昭和33年以来、狂犬病の発生はないが、平成18年11月、海外で犬にかまれた邦人が帰国後、狂犬病を発症し死亡するという事例が発生した。海外では依然として多くの国々で狂犬病による死者が出ており、流入に備え予防接種率を向上させる必要がある。

保健所では、4月初旬に狂犬病予防週間を設け、東京都獣医師会豊島支部と共同で定期集合注射を実施している。

なお、飼い犬の登録をしていないものに対しては、区の広報紙、区ホームページ等や獣医師を通じて登録の促進に努めるとともに、狂犬病予防注射を行っていない犬の所有者に対しては督促を行ない、狂犬病予防注射の完全実施を目指している。

区 分 年 度	対象数 (頭) (※)	鑑 札 交 付 数 (件)				注射済票交付数 (件)		
		総 数	登 録	再交付	交 換	総 数	交 付	再交付
24年度	7,766	893	672	91	130	6,135	6,114	21
25年度	7,763	847	638	91	118	6,146	6,129	17
26年度	7,886	978	766	98	114	6,205	6,189	16
27年度	7,839	841	607	91	143	6,200	6,187	13
28年度	7,786	878	632	90	156	6,183	6,169	14

(※) 対象数は各年度末現在の数。

[2] 犬舎等の施設数

豊島区化製場等に関する法律施行条例により、法令で指定する動物を飼養又は収容する施設を設置し都条例で規定する以上の動物を飼養又は収容する場合は、区長の許可を受けなければならない。保健所では、これらの施設の衛生を確保するため、許可時に、立ち入り検査を行なっている。

(単位：件)

年度	許可	廃止	施設数
24年度	0	0	1
25年度	1	1	1
26年度	0	0	1
27年度	0	0	1
28年度	0	0	1

[3] 犬によるこう傷事故

犬による人の生命又は身体に侵害（こう傷事故等）があったとき、飼い主は適切な応急措置及び新たな事故の発生を防止する措置をとるとともに、事故発生の時から24時間以内に、保健所に届け出なければならないとされている。保健所では事故届を受けた際、飼い主に対し指導を行ない、事故の再発防止に努めている。

年度	区分	こう傷事故数 (件)	被害者数 (人)	畜犬登録の有無 (件)			狂犬病予防注射の 接種状況 (※) (件)	
				有	無	不明	接種済	未接種
24年度		10	10	6	0	4	5	1
25年度		4	4	4	0	0	3	1
26年度		4	4	4	0	0	4	0
27年度		3	3	3	0	0	3	0
28年度		7	7	7	0	0	7	0

(※) 加害犬が特定できない場合もあるため、事故件数とは一致しない。

[4] 苦情処理

動物の愛護及び管理に関する法律では、動物が人の生命、身体若しくは財産に害を加え、又は人に迷惑を及ぼすようなことのないよう努めなければならないと規定されている。しかし、近年マナーの悪い飼い主による不始末のために、汚物汚水・悪臭等の苦情が後を絶たない。

保健所では、広報紙、区ホームページ等を利用したマナー啓発を行なっているほか、苦情者には啓発プレート交付などを行なっている。

(単位：件)

年度	区分	犬の苦情					ねこの苦情					その他の苦情	合 計	
		総 数	放し飼 い	汚物汚 水	悪 臭	鳴 き 声	そ の 他	総 数	汚物汚 水	悪 臭	鳴 き 声			そ の 他
24年度		97	3	75	2	12	5	120	72	2	2	44	11	228
25年度		116	8	11	2	14	81	169	51	9	3	106	16	301
26年度		120	4	13	1	17	85	177	53	11	4	109	19	316
27年度		98	0	6	1	12	79	132	31	3	1	97	11	241
28年度		69	2	5	0	4	58	79	20	12	0	47	2	150

[5] 人と動物の共生

平成18年度に区が参加を呼びかけ、獣医師・町会代表者・公募区民等の参加による「豊島区人と動物の共生会議」で、動物に関する問題解決と人と動物の共生に向けた対策の検討を行ない（平成18年7月～平成19年3月）、平成19年3月区長に提言書を提出した。

保健所では提言を受け、平成19年度11月から飼い主のいない猫の不妊去勢手術費助成事業を開始した。

(単位：頭)

区分 年度	助成数		合 計
	オス	メス	
24年度	223(104)	389(216)	612(320)
25年度	162(124)	326(226)	488(350)
26年度	201(153)	340(263)	541(416)
27年度	247(214)	376(297)	623(511)
28年度	144(118)	236(199)	380(317)

(注) () は地域猫活動実施地域での助成頭数(内数)。

[6] 地域猫活動

今いる猫一代限りを見守る地域猫活動を推進している。飼い主のいない猫に不妊去勢手術を施し、餌やりのルールを決め、フン尿の清掃を行うなど、地域ぐるみの活動を地域協議会として実施している。

(単位：件)

年度	新規地域協議会承認数	累計※
24年度	7	15
25年度	5	20
26年度	2	22
27年度	4	26
28年度	4	30

※平成19年度からの累計実績

[7] 犬の捕獲、動物の引取り・収容等

犬の捕獲及び動物の引取り・収容は東京都動物愛護相談センターが対応している。飼い主不明の犬に対する通報が保健所に寄せられた場合、同センターに連絡を行ない収容を依頼している。収容後は、収容状況の周知を行なうため一定期間の公示を実施している。

(単位：頭)

区分 年度	犬の捕獲 (公示)	ねこの収容 (公示)	犬の返還	ねこの返還
24年度	2	8	0	0
25年度	5	10	1	0
26年度	9	5	2	0
27年度	3	14	2	0
28年度	2	9	0	1